平成２７年（フ）第１０７号
愛媛県四国中央市下柏町285番地７
債務者　菰田　拓也
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２２号
高知県安芸郡安田町大字正弘1544番地
債務者　小笠原幸信
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2226番地１
債務者　武田　伸也
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
福岡県久留米市国分町1216番地３　ルネス国分702号、前住所福岡県宗像市田熊１丁目３番30号
債務者　松井　　亨
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５０号
福岡県田川市大字夏吉142番地
債務者　片岸　庄史
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第５６号
福岡県田川市大字川宮1649番地１　三井大藪大藪団地15―３―２
債務者　露口　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第５１７号
熊本市中央区本山３丁目３番49号　高野アパート１階東、前住所熊本市中央区本山３丁目３番54―204号　世文アパート
債務者　大島　秀勝
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２２号
大分市向原東２丁目４番25号（メゾンセザンヌ６Ａ）
債務者　髙橋　千晴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３６号
大分市角子南２丁目２―29　ソラリア大在105号、住民票上の住所大分市大字森町708番地（フラワーハイツ森町Ａ203）
債務者　松本　　淳
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
宮崎市大坪東３丁目２番16号
債務者　川越　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８０号
宮崎市大坪東３丁目２番16号
債務者　川越　富子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７４号
宮崎県都城市妻ケ丘町16街区11号　コーポ妻ヶ丘105号室
債務者　田中　　綾
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第７７号
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川5086番地５
債務者　加藤　みき
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第８０号
宮崎県日向市永江町２丁目143番地　クリエイトコーポ203号
債務者　柳谷　雄二
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２５号
沖縄県国頭郡金武町字伊芸149番地
債務者　仲間　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第９１号
北海道小樽市長橋３丁目14番12号　鳥山アパート１Ｆ、前住所北海道小樽市長橋３丁目14番10号
債務者　木村　幸枝
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２３６号
金沢市窪６丁目15番地　クレインビル３205号
債務者　大池　　努
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
金沢地方裁判所民事部